

学校運営の評価

事項	評価項目	自己評価	備考
1 教育課程・ 学習指導	1 指導目標、指導計画、授業時間数などの教育課程の編成・実施状況	A	
	2 生徒の科目別学習状況の評価	A	
	3 生徒による授業評価の結果(説明、板書、発問等)	A	
	4 教材・教具の整備と活用状況	B	
	5 外部人材の活用状況	B	
	6 地域の自然や文化財等の教育資源の活用状況	B	
	7 学校図書の計画的利用等の状況	B	
2 生徒指導	1 生徒指導体制の整備状況	A	
	2 教育相談体制の整備状況	A	
	3 家庭・地域社会・関係機関等との連携状況	A	
	4 問題行動等の状況及び対応状況	A	
3 進路指導	1 進路指導体制の整備状況	A	
	2 職業観を身につけさせるなど、主体的に進路選択する能力・態度の指導状況	B	
	3 進路情報の収集及び活用方法	A	
	4 生徒の能力・適正等の発見、開発の方法	B	
	5 職場体験の実施状況	C	
	6 進路指導の実施状況	A	
	7 家庭・地域社会・関係機関等との連携状況	A	

4 安全管理	1 学校安全管理計画等の作成・実施状況(安全管理体制の整備状況を含む。)	A	
	2 危機管理マニュアル等の作成・活用状況	A	
	3 教職員及び学生の安全対応能力の向上を図るための取組状況	A	
	4 安全点検の実施状況(通学時の安全点検を含む。)	A	
	5 学校防災計画の作成・実施状況(災害発生時の応急対応体制の整備状況、避難(防災)訓練の実施状況)	A	
	6 家庭・地域社会・関係機関等との連携状況	B	
5 保健管理	1 学校保健計画等の作成・実施状況(学校環境衛生の管理状況を含む。)	A	
	2 職員の健康診断の実施状況	A	
	3 心のケアの体制整備状況や健康相談活動、薬物乱用防止教室の実施状況	A	
	4 生徒の自己健康管理能力向上のための取組状況	B	
	5 家庭や地域の保健関係機関(保健所、医療機関等)との連携状況	B	
6 特別支援教育	1 校内支援体制の整備状況(校内委員会等)	B	
	2 個別の指導計画及び教育支援計画の作成状況	D	
	3 医療、福祉等の関係機関との連携状況	A	
7 組織運営	1 学校の明確な運営・責任体制の整備状況(校務分掌の状況、校務処理体制の整備状況)	A	
	2 服務監督の状況(教職員の勤務時間等の把握)	A	
	3 学校事故への対応状況	A	
	4 情報管理の状況(公文書の作成・収集・保管、個人情報の保護等)	A	

8 保護者・地域 住民等との連携	1 保護者、地域団体との連絡の充実状況	A	
	2 学校開放などの実施状況	B	
	3 学校運営への保護者、地域住民の参画及び協力の状況	C	
	4 教育相談体制の整備状況	A	
	5 学校間の円滑な接続に関する工夫の状況	A	
9 施設・設備	1 施設・設備の効果的な活用状況	C	
	2 施設・設備の点検等の実施状況	A	
	3 学習・生活環境の充実のための取組状況	B	
10 学校経営	1 学校設置会社の経営状況	B	

A	非常に良く取り組んでいる。
B	一定の取り組みを行っている。
C	取り組みが、不完全である。
D	取り組んでいない。

大智学園高等学校 学則

第一章 総 則

(目的)

第一条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に中学校を卒業した男子及び女子に対し、高等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第二条 本校は、大智学園高等学校と称する。

(位置)

第三条 本校は、福島県双葉郡川内村大字下川内字宮渡18-7に置く。

第二章 課程、学科及び収容定員

(課程)

- 第四条
1. 本校の課程、学科、及び収容定員は、次のとおりとする。
通信制課程、普通科、3,000名とする。
 2. 本校の通信教育を行う区域は、福島県・宮城県・岩手県・秋田県・山形県・東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県とする。
 3. 科目履修生の入学を許可することがある。
 4. 併修生の入学を許可することがある。
 5. 特科生の聴講を許可することがある。

第三章 修業年限、年度、学期及び休業日等

(修業年限)

第五条 本校の修業年限は、次のとおりとする。
3年以上とし、単位制とする。

(年度)

第六条 本校の年度は、次のとおりである。
4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第七条 学期は2期制とし、各学期の始期・終期は次のとおりとする。
前期は4月1日に始まり、9月30日に終わる。
後期は10月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(休業日)

第八条 休業日は、次のとおりとする。

- 一、国民の祝日に関する法律により休日とされている日。
- 二、土曜日、日曜日。
- 三、校長が別に定める日。

第四章 入学、退学、転学、及び休学等

(入学資格)

第九条 本校における第1年次に入学することができる者は、次の号にあげるものとする。

- 一、中学校を卒業した者。
- 二、前号に準ずる学校を卒業した者。
- 三、外国において学校教育における9年の課程を修了した者。
- 四、文部科学大臣の指定した者。
- 五、本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(転入学及び編入学資格者)

第十条 1. 本校に転入学できる者は次のとおりとする。

第1年次又は第2年次以上に転入学できる者は、前条に規定する資格を有し、かつ校長が定めた要件を満たしていると認められる者。

2. 本校に編入学できる者は次のとおりとする。

第1年次又は第2年次以上に編入学できる者は、前条に規定する資格を有し、かつ校長が定めた要件を満たしていると認められる者。

(出願手続)

第十一条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他の書類に入学検定料を添え願出しなければならない。

(入学手続)

第十二条 1. 入学の許可を受けた者は、すみやかに保証人連署の誓約書その他の書類に科目登録料等を添え、提出しなければならない。

2. 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第十三条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、届け出て承認を得なければならない。

(退学)

第十四条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、届け出て許可を得なければならない。

(再入学)

第十五条 第十四条及び前条の規定により、転学または退学した者が再入学を願出たときは、その事由により許可することがある。

(休学)

第十六条 生徒が病気その他やむを得ない事由のため、長期の間出席することができないときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、届け出て許可を得なければならない。

(復学)

第十七条 前条の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、届け出て許可を得なければならない。

(留学)

第十八条 生徒が外国の高等学校に留学を希望するときは、校長が別に定めるところにより、許可を得なければならない。

第五章 教育課程、学習評価、卒業

(教育課程)

第十九条 本校の教育課程は平成18年度より別表に定める教科並びに特別活動及び学校行事等により編成する。なお、面接指導・試験については本校を含む川内村内で実施する。

(学習評価)

第二十条 各年次における科目の評価、認定は次のとおりとする。

1. 各年次の科目認定は、生徒の平素の成績をふまえ、面接指導の出席状況、報告課題の提出状況、試験の成績、その他特別な事情があると校長が認めた場合は、放送やメディアを利用して学習した成果を総合的に評価し単位を認定する。
2. 他の高等学校において修得した単位については、校長が別に定めるところにより、卒業に必要な単位数にこれを認定することがある。

(卒業)

第二十一条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証明書を授与する。なお、課程の修了を認める単位数を74単位以上とする。

第六章 保証人

(保証人)

第二十二条 1. 保証人は、次の各号に掲げる者とする。

- 一、親権者、後見人。
- 二、兄弟、縁故のある者。
- 三、成年者で独立の生計を営む者。

2. 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとして、常に、学校教育活動に協力しなければならないものとする。

(保証人の変動)

- 第二十三条 1. 保証人が転籍、転居または氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。
2. 前項の保証人が死亡、失そうまたは破産等にかかるものであるときは、改めて、保証人を定めなければならない。
3. 保証人が適当でない認められるときは、変更させることがある。

第七章 教職員

(教職員)

- 第二十四条 1. 本校に次の教職員を置く。(完成年度の数字)
- | | |
|-------------------|-------|
| 一、校長 | 1名 |
| 二、教頭 | 1名 |
| 三、教諭 | 25名以上 |
| 四、講師 | 18名以上 |
| 五、事務職員 | 9名以上 |
| 六、養護職員 | 1名 |
| 七、学校医、学校歯科医、学校薬剤師 | 3名 |
2. 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
3. 教頭は、校長を補佐し、校務を整理するとともに、校長に事故あるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を分掌する。

第八章 入学検定料及び科目登録料、授業料、教育運営費

(入学検定料及び科目登録料、授業料、教育運営費)

- 第二十五条 本校の入学検定料及び科目登録料、授業料、教育運営費は、次のとおりとする。

		科目履修生・特科生・併修生
入学検定料	10,000円	
科目登録料	30,000円	
授業料	12,000円(1単位)	12,000円(1単位)
教育運営費	30,000円	
学年経費	30,000円	

(納入及び納入の特例)

- 第二十六条 1. 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
2. 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、授業料の全部又は一部を免除することがある。ただし、期間は1年以内とする。

(滞納)

- 第二十七条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは除籍を命ずることがある。

(納入金の不還付)

第二十八条 すでに納付した入学検定料及び科目登録料、授業料、教育運営費は、理由のいかんを問わず返還しない。

第九章 奨学生制度

(奨学生制度)

第二十九条 出身中学校における学業成績が特に優秀な者、もしくはスポーツ、芸術等において優秀な者につき、別に定めるところにより奨学生として認めることがある。

第十章 賞 罰

(褒賞)

第三十条 生徒がその成績、性行とも優れ、他の模範となるときは、褒賞することがある。

(懲戒)

第三十一条 1. 生徒が学則、その他本校に定める諸規則を守らず従わない場合は、懲戒処分を行うことがある。
2. 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。
一、性行不良で、改善の見込みがないと認められる者。
二、学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者。
三、正当な理由がなくて、出席常でない者。
四、学校の秩序を乱し、その他の生徒としての本分に反した者。

附 則

- ① この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- ② この学則の施行に関し、必要な事項は、校長から別に定める。
- ③ 平成21年4月1日、改定。
- ④ 本校の学習支援の目的に、大智学園高等学校新宿学習センター（東京都新宿区北新宿1-21-10）を置く。東日本大震災により、本校に甚大な被害が発生したため、当面の間、新宿学習センターにおいても必要に応じて面接指導および試験を行う。
- ⑤ 平成31年1月1日、改定。
- ⑥ 令和3年4月1日、改訂。

